

質問事項

質問事項のご回答は7月7日（木）までに、聴覚障害者制度改革推進中央本部宛て、メールアドレス（info@jfd.or.jp）もしくはFAX（03-3267-3445）までお願い致します。

1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について

我が国では、2014年2月19日に国内でも効力が発効した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティの保障とICT（Information and Communication Technology、情報コミュニケーション技術）の利活用を位置づけています（第2条「コミュニケーション」、第9条「アクセシビリティ」、第21条「情報へのアクセス」など）。

また、障害者総合支援法付帯決議にも同様の趣旨が盛り込まれていますが、その趣旨を踏まえた整備はわが国では行われておりません。

私たちは障害者の社会参加（医療、福祉、教育、司法、就労、放送・通信など）に必要な合理的配慮の一環として情報アクセスやコミュニケーション手段を保障するため、省庁に横断的に関わる事項につき統括する立場にある内閣府に、視覚、聴覚、言語の機能障害その他の障害のため「情報アクセス・コミュニケーション保障」の法制化を検討する検討会を立ち上げるとともに、立ち上げの際は情報アクセスに障害がある聴覚障害当事者団体に委員を委嘱するよう要望しています。

「情報・コミュニケーション法（仮称）」に対するご見解をお聞かせください。

大変重要なご提案であると受け止めています。

旧民主党政権時代には、政府予算には、視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る等の措置をしっかりと盛り込みました。

ご提案の法律案については、今後研究させていただき、対応を検討したいと考えます。

2. 「手話言語法（仮称）」の制定について

音や音声を聴き取ることが困難な聴覚障害者は、外見からは聞こえる人と何ら変わらないことから、なかなかバリア・障壁の存在や配慮の方法について理解されにくい面があります。学校や職場においても、口話・筆談だけのコミュニケーションでは、1対1の場面（面接等）でも自分の思いを十分に伝えることが出来ず、1対複数の場面（朝礼・会議・研修・資格取得等）ではなおさらです。私たちは手話言語によるコミュニケーションが必要です。

現在、私たちは、手話を獲得していない聴覚障害児・者も含めすべての人が手話を学び、「いつでも、どこでも、どんな時でも、どんな内容でも」自由に手話が使え社会環境が作られることを目指して、「手話言語法（仮称）」の必要性を訴えています。

今年（2016年）、手話言語法を求める意見書が全1,788自治体で採択され、手話言語条例を制定した自治体は47自治体と増加しつつあり、全国市長会や全国都道府県議長会においては、手話言語法を求める決議が採択され、6月8日には、248自治体が加盟する「手話言語条例市区長会」が発足しました。

「手話言語法（仮称）」に対するご見解をお聞かせください。

旧民主党政権時代、東日本大震災を機に、官邸記者会見の手話通訳を開始した経緯があります。聴覚に障害を持った方々に政府などの情報を的確に伝えていくことは重要と考えました。民進党は、手話に係る施策をさらに加速していきたいと考えます。

「情報・コミュニケーション法（仮称）」とあわせて、今後研究させていただき、対応を検討したいと考えます。

3. 「身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルに変更することに関する貴党の見解をお伺いします。

現行身体障害者福祉法の認定基準は大正年代に定められた労働法の就業不可能なレベルを以て算定根拠としており、国際的基準（500Hz～4kHzで両耳平均聴力41dB以上）からみても日本の定める障害の基準（500Hz～2kHzで両耳平均聴力70dB以上）は聴覚障害者の生活実態から大きく乖離しています。

その結果、我が国の聴覚障害の身体障害者手帳保持者は人口比0.3%（34万人）で、世界保健機関の報告数字人口比5.3%と著しくかけ離れています。また、幼少期、学齢期の言語獲得時にある幼児・児童・生徒の聴覚補償は将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問題であり、この問題の重要性を認識した地方自治体では、身体障害者福祉法の障害認定にとらわれず、学齢期に達した軽・中等度難聴児への補聴器交付や補聴援助システム機器の貸与等を条例により実施するところが増加しています。

急速な高齢社会の到来は、聞こえの障害を自覚しない高齢難聴者の著しい増加をもたらしており、これら高齢難聴者を福祉サービスの対象とすることも社会の重要な課題です。このような実情を踏まえて、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うよう改定する必要があると考えます。

障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい者施策を着実に進めます。障害者総合支援法の附則を踏まえ、障害種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、安心して地域で自立した生活ができるよう、仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。こうした基本に立って、ご提起の問題について検討を進めていきます。

4. 「盲ろう」という固有の障害について

日本では、身体障害者福祉法にもとづく視覚障害と聴覚障害の両方の障害の等級が認定されれば、「盲ろう者」として扱われています。平成24年度の厚労省の「盲ろう者に関する実態調査」では約1万4千人いることが明らかになっています。盲ろう者には、コミュニケーション・情報取得・移動の3つの困難が合わさった固有の障害があります。

一昨年の1月に批准された障害者権利条約第24条第3項（C）には、「盲聾者」が教育の分野で明確に位置づけられています。しかし、わが国の教育において「重複障害」のひとつとして括られているため、盲ろう児・者の特性に応じたきめ細かな教育が十分なされておらず、就労を含めた自立と社会参加がきわめて困難な状況に置かれています。障害者権利条約に批准した日本政府として、教育のみならずあらゆる分野において、「盲ろう」を独自の障害種別として位置づけ、支援施策の一層の充実を図るべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

「盲ろう」という障害について、さらに議論を深めていきます。関係者からご意見を聞き、実情をしっかりと把握するなど、さらに検討を深めてまいります。

5. 手話通訳制度における資格について

国内すべての地方議会が手話言語法の制定を求める意見書を提出するなど、ろうあ者が手話で自由に生活する環境を求める認識が広がっています。

ろうあ者が手話で自由に生活できる環境は、きこえる人が手話通訳者を通してろうあ者と自由に話せ

る環境でもあり、ろうあ者、きこえる人双方が自由にコミュニケーションの取れる共生社会の象徴です。共生社会の実現に寄与する手話通訳者の資質には、自由なコミュニケーションを保障できる技能と守秘義務などの高い倫理性が求められます。

手話通訳者の資質を担保するためには、その資格を法的な規制が伴う「国家資格」とすることが必要だと考えますが、ご意見をお聞かせください。

ご提起の点をさらに検討していきたいと考えます。共生社会をめざす民進党としても、ろうあ者が手話で自由に生活できる社会をつくることに努力をしていく必要があると考えます。こうした基本に立って、資格制度全体のあり方などとも整合性を保ちつつ、議論を進めていきます。

6. 手話通訳者の身分保障について

聴覚障害者の社会参加（権利保障）場面において情報・コミュニケーション保障を担う手話通訳者の雇用状況は、正規雇用 16.3%（306人）、非正規雇用 83.5%（1,565人）（2015年全通研調べ）と聴覚障害者の権利を保障する業務内容の重さに比して劣悪であり、改善が必要と考えます。

聴覚障害者の社会参加の一翼を担う手話通訳者が期限付きの非常勤では継続した責任ある支援が望みません。

専門職として手話通訳者の正規職員雇用の必要性について、ご見解をお聞かせください。

介護職員・障害福祉従事者の給料を引き上げるとともに、「同一価値労働同一賃金法」を制定し、正規・非正規を問わず、すべての労働者の均等・均衡処遇、能力開発の機会を確保し、雇用形態を理由とした労働条件の不合理的な差別をなくします。

こうした経緯等をふまえ、手話通訳者の身分保障について、改善に向けて、十全な対策を講じていきます。

7. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

民進党は、「多様性」「社会的包摂」などを重視する政党です。この理念を大切にし、旧民主党政権時に成立させた障害者総合支援法、また旧民主党が主導して作らせた障害者差別解消法の厳正な運用を含め、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を目指します。聴覚障害者福祉施策についても、特段に力を入れて取り組んでいきたいと考えます。

ご協力ありがとうございました。

政党名 民進党	ご氏名 政務調査会 山崎 有希
------------	--------------------

回答日 2016年6月17日（金）FAXによる回答